

1. 表示を分かりやすく適確なものにする事は大賛成

食品衛生法、JAS法、景示法それぞれに表示すべき内容を、商品の特性に合わせ、必要不可欠な項目に絞り込み、統一できるところは統一してシンプルなものにしてゆくと良い。

2. 表示の仕方・されかたにあっては、生産から小売までの流れの中にあって、

コストアップにならない配慮、生産者・納入業者・小売業者が無理なく実行できるといった配慮を念頭に置き設定できると良い。現況にあっては不当表示問題が多かった為、小売店から納入業者・産地に対しかなりエスカレートした要望が出始めている。商品ごとの特性も配慮しなんとか消費者の理解・納得・判断を頂けるといった範囲での節度ある対策を検討頂きたい。

3. 表示問題とは、ややズレるかもしれないが、輸入野菜の残留農薬問題が出ていて、国産野菜も立場は同じである。市場では行政の衛生検査所が抜打ち検査を連日巡回して行ってくれているが経費・人員面から限界があると感じる。問題発生してからでは手遅れになるので検査体制の強化と情報公開（消費者・産地に対して）を積極的に行っていく必要があると考える。

東京青果（株） 日向 弘吉